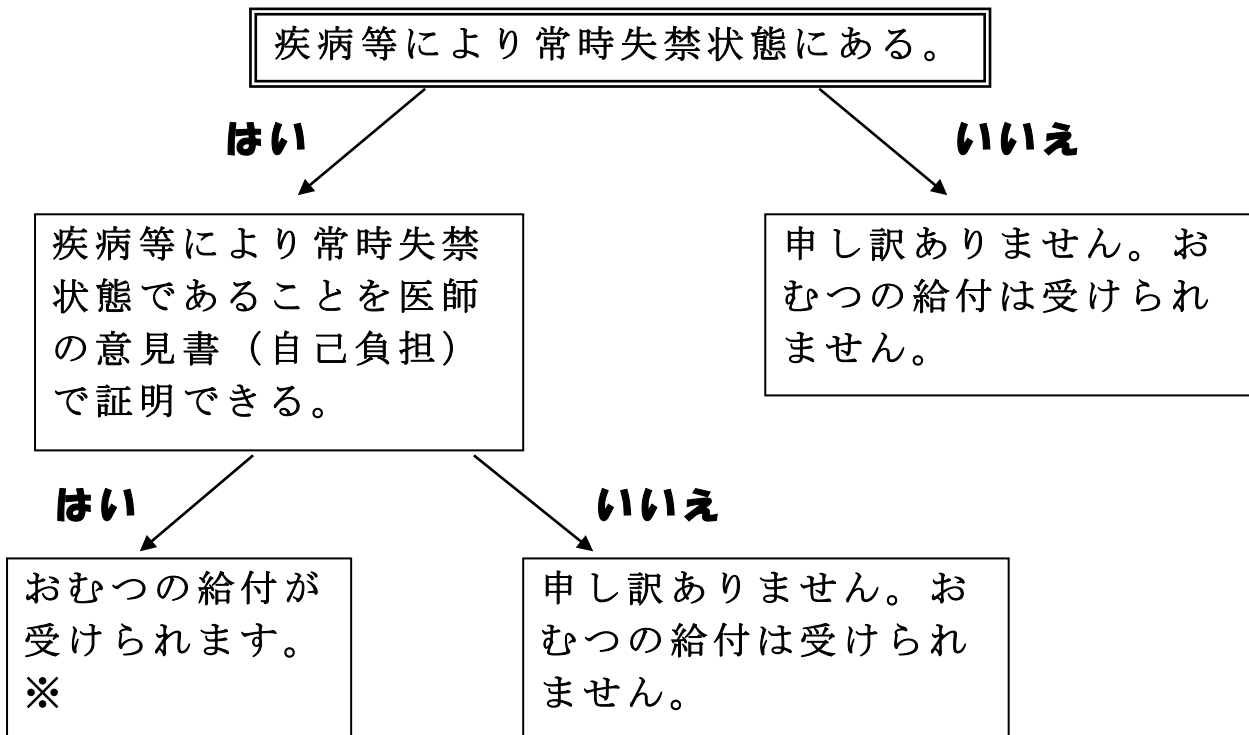


要支援2・要介護1・2の方の手続きについて

要支援2・要介護1・2の方がおむつの給付を受けるためには、医師の意見書の提出が必要です。



※ 裏面の「医師の意見書の提出（到着）日によるおむつ給付時期」をご覧ください。

【医師の意見書について】

医師の意見書の作成につきましては、原則として、介護認定時の主治医意見書を作成した医師に依頼してください。医師の意見書作成にかかる費用につきましては、自己負担になります。なお、医師の意見書は一度ご提出していただければ、介護認定の更新時に介護認定が変更（ただし要支援2以上の認定）となった場合や、中止と再開を繰り返した場合でも、再度の提出をお願いすることはありません。

要支援2・要介護1・2の方へ

おむつ給付申請書または助成から給付への変更届（※）のみではおむつの給付は受けられません。必ず意見書を提出してください。* 変更は、最初の切替時のみ医師の意見書が必要です。

【医師の意見書の提出（到着）日によるおむつ給付時期】

医師の意見書の提出（到着）日	おむつ給付時期
毎月末日まで（末日が土日祝の場合は、直前の平日開庁日まで。ただし、年末の場合は、最後の平日開庁日の3日前まで。以下の末日も同じ）	提出（到着）日の属する月の翌月から給付

※ 郵送による受付：毎月末日必着

※ 高齢福祉担当窓口での受付：毎月末日の午後5時まで

介護認定の更新手続き後に、要介護3・4・5の方が要支援2・要介護1・2に変更になった場合には、新たに医師の意見書の提出が必要になります。この場合、市で医師の意見書提出の案内文を差し上げた日の属する月とその翌月まではおむつの給付を継続しますが、その間に医師の意見書の提出がない場合には、おむつの給付は中止になります。

要支援2・要介護1・2の方が給付を受ける際に必要な書類

新規申請の方

- ・ 調布市高齢者等おむつ給付・助成申請書
- ・ 医師の意見書

助成から変更の方（最初の切替時のみ意見書が必要）

- ・ 調布市高齢者等おむつ給付・助成変更届
- ・ 医師の意見書

※ 申請につきましては、市役所2階の高齢福祉担当またはお住まいの地域の「地域包括支援センター」で、原則として本人または親族の方がお手続きください。意見書の用紙は申請時のお渡ししか、または後日市役所から送付いたします。

※ 変更につきましては、申請時と同じ窓口で受け付けるほか、電話でも承ります。電話受付の場合、意見書の用紙は市役所から送付いたします。

【お問い合わせ先】 〒182-8511 調布市小島町2丁目35番地1
 高齢者支援室 高齢福祉担当 在宅サービス係
 電話 042-481-7150